

企業法

本試験

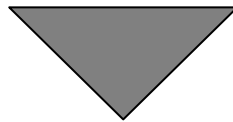
**問題 6** 種類株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5 点）

～ 略 ～

イ. 公開会社は、当該種類株式の株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することを内容とする種類株式を発行することができない。

《解答 6》

イ. 本肢の記述は正しい。公開会社は、当該種類株式の株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することを内容とする種類株式を発行することができない（108 条 1 項柱書但書 9 号）。指名委員会等設置会社でも同様に発行することができない。



短答ポイントアップ答練 第 5 回

**問題 4** 種類株式等に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

～ 略 ～

イ. 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することができる種類株式は、指名委員会等設置会社においては発行することができない。

《解答 4》

イ. 正 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することができる種類株式は、指名委員会等設置会社及び公開会社においては発行することができない（108 条 1 項柱書但書・9 号）。